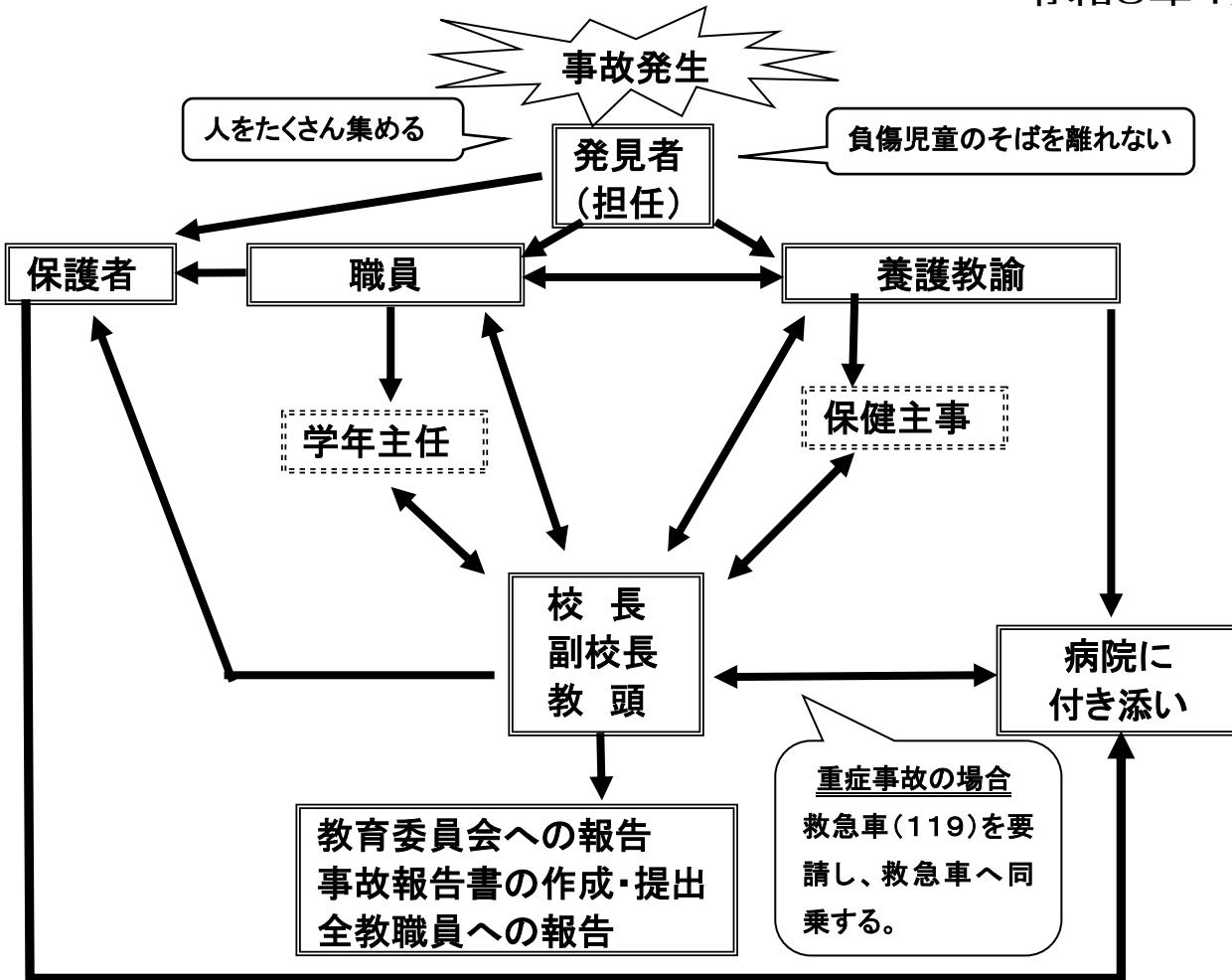


事故発生時の救急体制(案)

大阪市立北中島小学校 健康教育部
令和6年4月



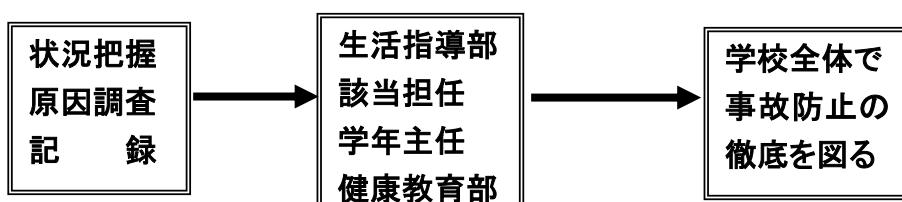
発見者(担任)	<ul style="list-style-type: none"> 職員を集める ・養護教諭、保護者に連絡 ・養護教諭が来るまでの応急処置
校長・副校長・教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の指揮 ・救急車要請、同乗 ・状況により教育委員会、消防、警察、校医への連絡 ・事後措置
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職、養護教諭、保護者に連絡 ・学年主任に報告 ・応急処置の補助 ・児童看護 ・事故についての記録
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・応急処置 ・救急車要請依頼、同乗 ・管理職、学級担任、保護者に連絡 ・保健主事に報告

救急車要請の基準

次のような症状は危険な兆候です。

- ・意識喪失のあるもの(呼びかけにはっきり応じないもの)
- ・ショック症状のあるもの
- ・けいれんを起こしたもの
- ・激痛のあるもの
- ・多量出血を伴うもの
- ・骨の変形を起こしたもの
- ・大きな開放創をもつもの
- ・広範囲の火傷を受けたもの
- ・誤飲事故(命にかかるもの)
- ・その他主治医より搬送を指示されているもの

事後措置



緊急時の職員の役割

1. 要医療機関受診時

- ・保護者、養護教諭が同行のうえで病院へ行く。
- ・救急車での搬送の場合は、状況により管理職も同乗する。
- ・養護教諭が同行できない場合は、管理職または職員が同行する。
- ・病院での受診結果について、付き添った者が管理職・担任・養護教諭へ報告する。
- ・保護者に連絡がつかない場合は、学校の判断で受診する病院を決定し、搬送する。
(救急車の場合は救急隊員)
- ・保護者が病院へ同行できなかった場合は、付き添った者が保護者へ受診結果について連絡する。
- ・担任は家庭へその後の容態を聞く。(家庭訪問、電話連絡⇒夕方・夜・翌朝など)

2. 校内対応時

- ・けがの原因について確認し、安全指導をする。
- ・病院に行かず経過観察をした頭部や眼球、顔面打撲、ねんざ等のけがは、軽症であっても十分な経過観察が必要なため、必ず保護者へ連絡を入れ、状態によっては病院受診をしてもらうようにする。
- ・養護教諭が不在時に保健室を利用するときは、必ず教職員が付き添う。

3. 家庭への連絡について

- ・けがの発生や状況を簡潔に報告する。特にけんかなど加害事故の場合は、双方から事情を聞き指導をした後、必ず連絡をする。
- ・医療機関の受診が必要な場合は、治療や検査に保護者の同意が求められるので、必ず保護者に学校に来て病院へ付き添ってもらえるように話す。
- ・保護者不在の場合、緊急連絡先や職場等に電話をして、連絡を取れるよう努める。

AED の設置場所・・・職員室内・保健室前(プール時はプール倉庫)

